

# 北星学園大学 人を対象とする研究倫理指針

## 〔目的〕

**第1条** 本指針は、北星学園大学研究倫理指針に基づき、北星学園大学・北星学園大学短期大学部（以下「本学」という）における人を対象とする研究を遂行する上で求められる研究者の行動及び態度について指針を定めることにより、本学における研究を倫理的に実施することを目的とする。

## 〔定義〕

**第2条** この指針において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 「人を対象とする研究」とは、個人情報、個人の行動、環境、心身等に関する情報、データ等を収集・採取して行われる研究活動をいう。
- 2 「研究者」とは、本学の専任教員の他、学部学生及び大学院生等、本学で研究活動に従事するすべての者をいう。
- 3 「個人の情報・データ等」とは、個人の思想、心情、意識、身体、行動及び環境等に関する情報及びデータや、人ならびに人由来の試料及びデータをいう。
- 4 「研究対象者」とは、研究のため個人の情報・データ等を提供し、研究対象となる者をいう。

## 〔基本姿勢〕

**第3条** 人を対象とする研究は、個人の生命、尊厳及び基本的人権を尊重し、科学的かつ社会的に妥当な方法及び手段で実施しなければならない。

II 人を対象とする研究は、研究対象者に身体的、精神的負担及び苦痛を最小限にするよう努めなければならない。

## 〔研究代表者〕

**第4条** 人を対象とする研究を実施する場合には、研究代表者を置く。

II 研究代表者は本学専任教員とし、その研究についてすべての責任を負わなければならない。

III 前項によらず、指導教員を置くことで、学部学生及び大学院生が研究代表者となることができる。

IV 研究代表者となった学部学生及び大学院生は、その研究の実施に責任を負わなければならない。

V 学部学生及び大学院生が研究代表者となる場合、指導教員は、その研究について十分に把握するよう努めなければならない。

## 〔研究倫理審査〕

**第5条** 研究者は人を対象とする研究を実施する場合には、研究倫理委員会に対し研究倫理審査を申請するよう努めるものとする。

## 〔研究者の説明責任〕

**第6条** 研究者が、個人の情報・データ等を収集または採取するときは、研究者は、研究対象者に対して研究目的、研究成果の発表方法等について事前に分かりやすく説明しなければならない。

II また、研究者は、個人の情報・データ等を収集・採取するにあたり、研究対象者に対し何らかの身体的、精神的な負担、苦痛あるいは危険性を伴うことが予見される場合、その予見される状況をできるだけ、事前に分かりやすく説明しなければならない。

## 〔インフォームド・コンセント〕

**第7条** 研究者は、研究対象者から個人の情報・データ等を収集または採取する場合は、原則として事前に研究対象者から書面により同意を得なければならない。

- II 研究者は、研究対象者が不利益を受けることなく、研究実施期間中いつでも、同意を撤回し研究への協力を中止する権利を有することを研究対象者に周知しなければならない。
- III 研究者は、研究対象者が第1項に規定する同意能力がないと判断される場合は、当該研究対象者に代わる者から同意を得なければならない。
- IV 研究者は、同意に関する記録を作成した日から起算して5年間保管しなければならない。ただし研究対象者が同意を撤回した場合は、当該個人の情報・データ等を速やかに廃棄しなければならない。

[第三者への委託]

**第8条** 研究者が、第三者に委託して、個人の情報・データ等を収集または採取する場合は、この指針の趣旨に則した契約を交わさなければならない。

[授業等における収集・採取]

**第9条** 研究者が、授業、演習、実技、実験または実習等の教育の過程において、研究のために受講生から個人の情報・データ等を収集または採取する場合は、事前に受講生から同意を得なければならない。

- II 研究者は、個人の情報・データ等の提供の有無によって、受講生に成績評価等において不利益を与えてはならない。

**附 則**

この規程は2018年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は2019年4月1日から施行する。

**附 則**

この指針は2020年4月1日から施行する。

II 北星学園大学 人を対象とする研究・実験に関する規程（2018年4月1日）は、廃止する。